



セカンドオピニオン

株式会社千葉銀行

公表日：2022年1月27日

ちばぎん SDGs リーダーズローン フレームワーク

ESG 推進室

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、千葉銀行が策定した「ちばぎん SDGs リーダーズローン」フレームワークを評価対象として次の内容についてオピニオンを提供する。融資フレームワークについて「グリーンローン原則 2020」「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」²に対して総合的に評価した。オピニオンの構成は次の通り。

■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 千葉銀行の「ちばぎん SDGs リーダーズローン」推進に係るサステナビリティ方針
3. 「グリーンローン原則 2020」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」に対する整合性について
 - (1) 調達資金の使途
 - (2) 評価と選定のプロセス
 - (3) 調達資金の管理
 - (4) レポーティング
4. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」に対する整合性について
 - (1) KPI の選定
 - (2) SPTs の設定
 - (3) ローンの特性
 - (4) レポーティング
 - (5) 検証
5. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

千葉銀行グループは「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、長期志向で社会価値と経済価値の両立を目指し「持続的経営（サステナビリティ経営）」に取り組んでいる。

ちばぎんグループサステナビリティ方針

ちばぎんグループは、持続可能な地域社会実現に向け、金融仲介機能の発揮等の本業に加え、誠実かつ公正な企業活動、気候変動等の環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた活動等に取り組み、経済価値と社会価値の両立を目指す持続的経営を行ってまいります。

これらの活動について、グループ役職員一人ひとりが当事者という意識を持って、積極的に取り組むとともに、情報開示をつうじ、ステークホルダーの皆さまとのより良い信頼関係を育み、「新たな地域社会の未来」を共に創ってまいります。

[出所：千葉銀行ウェブサイト]

持続的経営の取り組みは社会課題の解決を通じて、社会価値と経済価値を向上させていくものであり、ESGやSDGsへの取り組みに通じるものである。千葉銀行グループは、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、「お客さまや地域社会のパートナーとして最新の金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献する」ことを果たすべき使命と認識している。この実現のため「価値創造プロセス」を策定し、千葉銀行グループの強みを適用した金融サービスを提供することにより、ステークホルダーとの価値共創を実現していくものである。

持続的経営に向けて取り組むべき重要課題（マテリアリティ）をSDGs宣言として制定している。地域社会の状況、環境変化を踏まえて、「地域経済・社会」「高齢化」「金融サービス」「ダイバーシティ」「環境保全」の5つを特定し、事業活動を通じた社会課題の解決に貢献する取り組みを主体的に進めている。

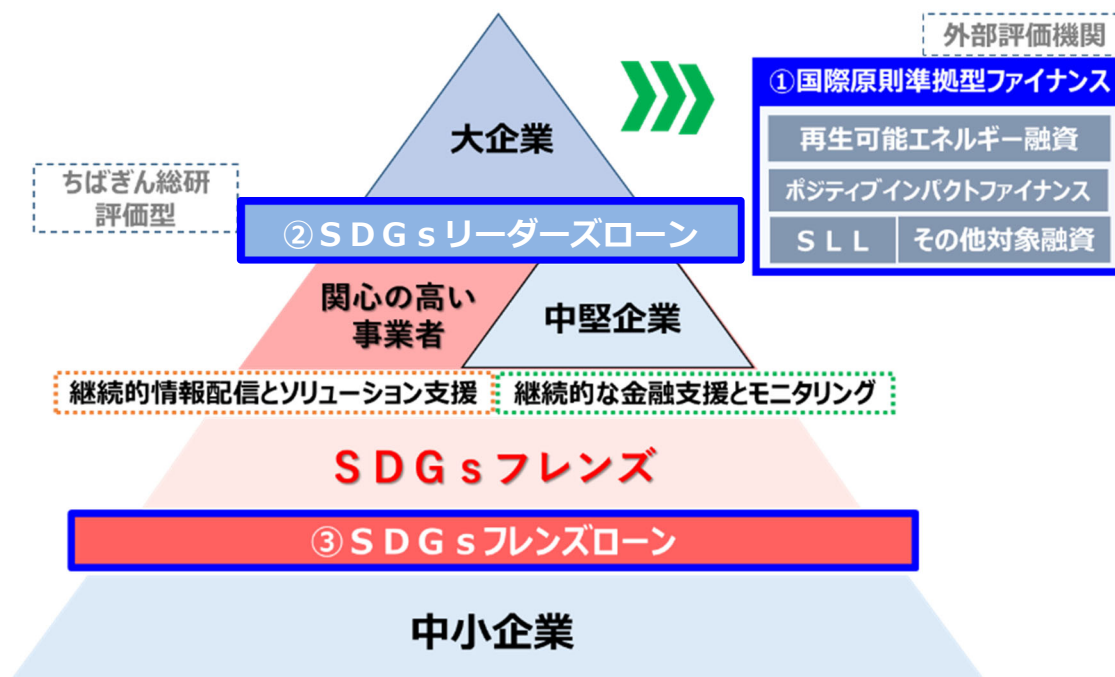
これまでの取組として、「ちばぎんSDGsフレンズローン」や外部評価機関の評価によるグリーンローンやサステナビリティ・リンク・ローン、ポジティブインパクト・ファイナンスへの融資や投資を行ってきた。千葉銀行の営業基盤が千葉県を中心とする首都圏にあることや、地域金融機関として幅広い属性の顧客が存在することから、企業規模やニーズに応じた幅広いサービス設計が必要と考え、顧客のサステナビリティに係る取り組みをさらに支援すべく、「ちばぎんSDGsリーダーズローン」を導入した。

R&Iは本フレームワークが国内外で策定されているサステナビリティ・リンク・ローンに係る原則・ガイドラインに対する整合性³について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

³フレームワークの骨格や考え方や業務プロセスを確認し、整合的であるかどうかについての意見である。

2. 千葉銀行の「ちばぎん SDGs リーダーズローン」推進に係るサステナビリティ方針

千葉銀行はこれまで取り組んできた「ちばぎん SDGs フレンズローン」や各種原則に適合したサステナブルファイナンスの間に位置する融資サービスとして「ちばぎん SDGs リーダーズローン」を位置づけている。



[出所：ちばぎん SDGs リーダーズローン フレームワーク]

本フレームワークの対象顧客は中堅企業としており、サステナビリティに係る取組みをすでに始めている、または関心が高く社内体制の整備等が可能な企業に対して、千葉銀行がサポートを行うことでサステナブルファイナンスを通じてSDGs経営の深化を図るものと位置づけている。既存サービスであるSDGsフレンズローンに取組み、SDGs経営を開始した企業や、国際資本市場協会（ICMA）やローン市場協会（LMA）等による原則に適合したファイナンスを外部評価会社の評価を受けて実施するには事業規模等の要因により負荷が大きい企業等にとって、サステナブルファイナンスへ取り組む方法を提供するものである。

この取組みによって千葉銀行はサステナビリティ方針やSDGs宣言を実現していく。「ちばぎん SDGs リーダーズローン」は「グリーンローン原則」と「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に従いながら、中堅・中小企業が取組み易く設定されている。また、国内外の原則・ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成に整合的である。

3. 「グリーンローン原則 2020」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」に対する整合性について

千葉銀行は設定したフレームワークによる SDGs リーダーズローン【グリーンローン型】組成に係る部分を「グリーンローン原則 2020」、環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」と整合的であるとしており、R&I は原則・ガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心にグリーンローンの 4 要素について評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。

千葉銀行は資金使途を環境改善効果が総合的にポジティブであり、その効果が定量的に示せることを要件と定めている。資金は新規プロジェクトだけでなく、リファイナンスとしても充当できるよう設計されている。リファイナンスも新規プロジェクトと同様の要件を満たす必要がある。

資金使途はグリーンローン原則及びガイドラインに示されるカテゴリーのなかから次のグリーンプロジェクトを対象としている。

- A) 再生可能エネルギーに関する事業
- B) 省エネルギーに関する事業
- C) クリーンな輸送に関する事業
- D) 気候変動に対する適応に関する事業
- E) 環境配慮商品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業
- F) 環境汚染の防止・管理に関する事業
- G) グリーンビルディング
- H) その他、環境面にポジティブな影響を与える事業

資金使途がもたらす環境改善効果について、顧客が自ら定量的に計測可能な指標及び測定を設定し、その方法を確認する業務フローを採用している。環境改善効果だけでなく、想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについて対応方針等の確認を実施することとしている。総合的な環境改善効果は営業店及び信用力審査担当とは異なる法人営業部が評価する。同時にシンクタンクであるちばぎん総合研究所に対して第三者評価を依頼し、その結果と合わせて最終的な判断を行う。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

千葉銀行はプロジェクトによる環境改善効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して顧客から事前説明を受け、提案時チェックシートを用いて充足可能であることを確認する。

- ③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

千葉銀行が設定するローンでは、複数トランシェは設定されない。資金使途をリファイナンスとする場合のロックバック期間は適切に定められていることを確認した。リファイナンス時点以降の環境改善効果についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。

(2) 評価と選定のプロセス

- ① 環境面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

顧客はフレームワークに則ったプロジェクトに対して千葉銀行からグリーンローンを借り入れることができる。フレームワークは顧客に対して環境面の目標の提示や原則等に示される事業カテゴリーに該当するプロジェクトを選定することを求める。プロジェクトの選定経緯は、顧客の環境

改善目標へのプロジェクトの貢献を明確にすることで行われる。プロジェクトに係る環境改善効果について顧客は疎明資料を提供することを求められる。原則等が求める顧客により作成されたフレームワークによる事前説明とは異なるが、顧客自らの意志決定により、千葉銀行が策定するフレームワークに基づきローンを申し込むことは、原則等が求める評価と選定のプロセスの事前説明に相当すると評価できる。

② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、顧客が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善効果を確認する。また、選定された対象事業が顧客のサステナビリティ戦略を含む経営戦略に沿っていることを確認する。顧客の環境目標やサステナビリティ戦略等については、千葉銀行が主要顧客とイメージしている中堅・中小企業では、明確な形で策定している企業は必ずしも多くない。しかしながら、フレームワークを利用することで顧客は自らが行おうとするプロジェクトを通じて達成しようとする効果について、明示的に確認することができる。また、選定に当たっての専門性については千葉銀行及び第三者評価者としてのちばぎん総合研究所がその役割を果たすこととなる。これらの対応により、顧客がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められている。グリーンプロジェクト以外に資金が充当されることがないように、領収書や請求書による確認を求め、エビデンスに基づき原則振込による充当がなされる。顧客はフレームワークを利用することで、実質的に原則等が求める資金管理と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時に顧客応諾が得られた場合、プロジェクト概要等に関して公表する。融資期間中は年1回の頻度で千葉銀行に対して①プロジェクトの進捗状況及び充当金額、未充当残高、②環境改善効果、③その他について顧客から報告を受ける。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する体制となっている。

フレームワークが求めるレポーティング内容は、貸付人に対して報告されるべき事項を含む。環境省ガイドラインはグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。千葉銀行は顧客に対してローン組成時の開示は求めるものの、期中のレポーティング内容は千葉銀行に開示することを求め、顧客応諾が得られた場合は公表を行う。シンジケートローンとして組成される場合は、エージェントである千葉銀行を通じて投資家（参加レンダー）に開示される。フレームワークは顧客の負担の軽減とサステナビリティファイナンスへの取組を両立することを目的として策定されていることや、千葉銀行が策定したフレームワークに則ったローンであることを対外的に示す仕組みであることなどから、レポーティングの公表は必須ではなく、ガイドラインが求めるレポーティングの要件に整合的な仕組みと評価できる。また、フレームワークによるローンは原則やガイドラインに適合した外部評価を取得したローンではないことを企業及び投資家（参加レンダー）に説明することとしている。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークにおいて環境改善効果に係る指標及び算定方法を確認することとしており、その内容はグリーンローンとしての適切性を判断する法人営業部によって確認される体制である。また、第三者評価をシンクタンクであるちばぎん総合研究所からも得ることで、専門性についても担保される。

4. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」 及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」に対する整合性について

千葉銀行はフレームワークによる SDGs リーダーズローン【サステナビリティ・リンク・ローン型】を「サステナビリティ・リンク・ローン原則」および環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」と整合的であるとしており、R&I はガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心にサステナビリティ・リンク・ローンの 5 要素について評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

フレームワークでは顧客が定めるサステナビリティ戦略・目標を確認した上で、事業が環境・社会に与える影響につながる KPI を選定する。KPI はガイドライン等の例示を用い次のカテゴリーにおける指標が選定される。また、顧客には自ら計測可能な KPI を選定することを求める。

- A) エネルギー効率
- B) 温室効果ガス排出
- C) 再生可能エネルギー
- D) サーキュラーエコノミー
- E) 気候変動に対する適応
- F) グローバル ESG 評価
- G) その他、環境面・社会面にポジティブな影響を与えるもの

② KPI の重要性

千葉銀行は顧客のサステナビリティに係る取組みに対する経営者のコミットや経営方針、環境方針、経営計画等を確認する。また、サステナビリティに関する目標達成に向けた具体的な取組みの意志・計画を確認する。KPI はこれらのサステナビリティ経営における顧客の取組みの進捗を計測するものとして選定されることが期待され、顧客の事業を通じた社会の持続可能性に係る取組みに KPI が当てはまることを確認する。顧客のサステナビリティや SDGs に対する取組みの程度によっては、千葉銀行がサポートをすることにより、ローン組成を通じて顧客の戦略を構築し、顧客のサステナビリティに係る取組みに伴走を行うとしている。

KPI の選定に係るプロセスは、営業店が中心となって企業と対話したうえで法人営業部に対して取組協議書を提出。KPI の重要性等に関して法人営業部が評価する。また、第三者評価をちばぎん総合研究所に依頼することで KPI の適切性判断に客観的な要素を組み込んでいる。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

フレームワークにおいて SPTs は顧客において継続的な取組みと一層の努力によって達成が望まれるものとして設定されることが求められる。SPTs は企業の中核的かつ重要な事業領域のサステナブルな取組みにおける数値目標と位置づけている。SPTs は融資期間において原則年度ごとの目標として設定され、事業活動において達成可能であることを求める。借り手の企業に対して自社のサステナビリティ目標と SPTs は整合性があることをフレームワークは求めている。

② SPTsの野心性

SPTsの野心性はいくつかの観点から判断される。

- A) 政府、官公庁、地方自治体等が設定する基準や目標と比較し、整合的である。
- B) 業界団体や同業他社が設定する基準や目標と比較し、整合的である。
- C) 借入人自身の過去実績・推移と比較し、上回る数値や改善幅である。

Aの観点は原則やガイドラインが求める国際的な基準との比較を求めるものとは相違があるものの、対象顧客が国内の企業であり、特に気候変動緩和策に係る温室効果ガス排出削減の政府目標は国際的な基準に沿ったものとなっていることを勘案すると、原則やガイドラインにおける野心性判断に係る観点と大きな相違はないものとする。したがって野心性判断に係る基本的な考え方は原則・ガイドラインと整合的とする。

③ SPTsの達成手段と不確実性要素

千葉銀行はKPI/SPTsの設定のプロセスを通じて、サステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。達成手段及び不確実性はこのプロセスを通じて洗い出されるものと考えられる。

④ SPTsの妥当性

SPTsの決定プロセスは対象企業と営業店及び法人営業部のコミュニケーションを通じて検討される。千葉銀行は積極的にその設定に関わっていく。SPTsの野心性・有意義性はチェックシート及び取組協議書に基づき法人営業部の評価担当により判断される。加えて、シンクタンクであるちばぎん総合研究所による第三者評価を加味することで、専門性を加えた評価が実施される。

原則やガイドラインはKPI/SPTsの適切性について外部レビューを取得するべきもしくは内部の専門知識を文書化したものを企業は提供するべきことを求めている。フレームワークの体制は千葉銀行の法人推進部とシンクタンクであるちばぎん総合研究所の双方で評価を行うものである。ちばぎん総合研究所は千葉銀行の関連会社であることから第三者性は限定的ではあるものの、案件組成の千葉銀行の営業担当とは切り離されており、原則・ガイドラインの要件に整合的なSPTsが設定される体制があると考えられる。

(3) ローンの特性

フレームワークではSPTsの達成状況の確認を原則年次で実施し、達成状況に応じて金利を引き下げる又は引き上げる仕組みが設定されている。このインセンティブ設計は顧客にSPTs達成への動機付けとして機能する。達成時の金利の引き下げや未達成時の金利の引き上げは累積しない。金利変動幅については、融資条件及び企業規模等を勘案して最終的に決定される。

このインセンティブ設計は原則やガイドラインが求める通常的设计である。また、R&Iは達成時の金利の変動幅がインセンティブを生じさせるに十分な水準であることを確認している。

(4) レポーティング

フレームワークにおいてレポーティングは債務の履行が完了するまでの間、年に一度、SPTsの達成状況を所定の書式にて確認するものとして定められている。レポーティング情報の公開は行わない。シンジケートローンとして組成される場合は、投資家（参加レンダー）に対して千葉銀行を介して情報が共有される。

原則では公開は「べき事項」ではないが、ガイドラインにおいてはサステナビリティ・リンク・ローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。千葉銀行は個別ローンにおいてKPI/SPTsの適切性に係る確認を実施するが、評価結果の公表は予定していない。フレームワークによるローンは原則やガイドラインに適合した外部評価を取得したSLLではないことを企業及び投資家（参加レンダー）に説明することとしており、ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

フレームワークでは千葉銀行が受けたレポーティングについて、ちばぎん総合研究所が検証を行うものと設定されている。千葉銀行はこれに基づき SPTs の達成状況を確認する体制としている。千葉銀行はフレームワークに対するオピニオン（本オピニオン）の取得とちばぎん総合研究所によるローン組成時の KPI/SPTs の妥当性確認及びレポーティングの検証により、ローンにおける適切なサステナビリティ性を確認するフローを採用している。検証結果について外部公表はされないが、レポーティングと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象の「ちばぎん SDGs リーダーズローン」は主に中堅企業を対象として、サステナビリティに係る取組みを推進することを目的として設定されている。サステナビリティに係る取組みの入り口商品である「ちばぎん SDGs フレンドローン」にすでに取り組んでいる企業や、サステナビリティに係る取組みに意識のある顧客に対して提供するものである。SDGs リーダーズローン【グリーンローン型】は特定の資金使途が存在する企業に対して、その効果を自ら評価することを促し、かつサステナビリティに係る取組に限定して資金充当をすることが期待できる。SDGs リーダーズローン【サステナビリティ・リンク・ローン型】は企業にサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促し、目標(SPTs)を設定することでその取組を推進することが期待できる。どちらも規模や業種を問わず利用しやすく設計されている。フレームワークに第三者評価を取得することで、幅広い顧客へ原則やガイドラインと統合的な融資スキームによるサステナビリティファイナンスの機会を提供することを目的として策定された。グリーンローン原則 2020、サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021 および環境省ガイドラインの「べきである」事項及び各ローンの定義について整合性を評価した。SDGs リーダーズローン【グリーンローン型】においては適切な対象事業が選定され、評価される仕組みについて原則・ガイドラインが求める方法に沿って設定されている。評価と選定のプロセスや資金管理については、貸付人側からの設定となっているが、フレームワークに沿って借入を実施することで、顧客は原則・ガイドラインと統合的なファイナンスを実施することができる。SDGs リーダーズローン【サステナビリティ・リンク・ローン型】においては KPI/SPTs の設定方法やインセンティブ設計について原則・ガイドラインに整合的であることを確認した。KPI/SPTs の妥当性やレポーティングにおける情報公開に関しては、原則・ガイドラインに完全な適合性はとられないものの、統合的な考え方のもと設計されていると判断できる。以上より評価対象は、原則・ガイドラインに整合的である。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。